

定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例（平成27年三好市条例第6号）第9条の規定に基づく平成27年度に認定を受けた職員の数及び当該認定に係る募集実施要項を次のとおり公表する。

平成28年4月18日

三好市長 黒川 征一

認定を受けた職員の数

- 5人（平成28年3月31日退職。定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例附則第2項の規定による認定を含む。）
募集実施要項（平成27年5月25日）別紙
- 5人（平成29年3月31日退職）
募集実施要項（平成27年8月24日）別紙
- 1人（平成28年3月31日退職）
募集実施要項（平成28年3月14日）別紙

平成 27 年度早期退職に係る募集実施要項

平成 27 年 5 月 25 日

三好市長 黒川征一

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職者の募集（三好市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例（平成 27 年三好市条例第 6 号）第 2 条第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

三好市に勤務する職員のうち、平成 28 年 3 月 31 日現在において行政職給料表 5 級以上又は医療職給料表（2）4 級以上の適用を受ける職員で、勤続 25 年以上かつ 45 歳から 59 歳までの者（注 1）

2 募集する人数

若干名

3 募集の期間（応募受付期間）

平成 27 年 6 月 1 日（月）午前 8 時 30 分から

平成 27 年 6 月 30 日（火）午後 5 時 15 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期日

平成 28 年 3 月 31 日（木）

※ 認定後に生じた事情により職員が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、その旨及びその理由を明示し、職員に同意を得た上で、必要な限度で当該退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5 応募の手続き

① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第 1 号）」に必要事項を記入の上、募集の期間に、手渡し等の方法により、秘書人事課長宛て提出する。

② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成 27 年 7 月 31 日（金）までに通知をする予定

※ 不認定になる場合は（注 2）のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（様式第2号）」を手渡し等の方法により、秘書人事課長宛て提出する。

7 特例措置

退職手当を算定する際に所定の割増措置がある。

8 本件に関する相談先

総務部秘書人事課 担当 小林、宮内

電話：72-7624

(注1)

次の①から④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法令・条令等により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成28年3月31日までに定年に達する職員
- ④ 平成27年6月1日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年6月1日から平成27年6月30日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

(注2)

応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には、不承認となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する住民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

平成27年8月24日

三好市長 黒川征一
三好市議会議長 大浦忠司
三好市教育委員会
三好市代表監査委員 平田健一
三好市農業委員会

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、三好市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例（平成27年三好市条例第6号）第2条第1号の規定により次のとおり早期退職者の募集を行う。

1 募集の対象

三好市に勤務する職員のうち、平成29年3月31日現在で「45歳から59歳」までの者（注1）

2 募集する人数

若干名

3 募集の期間（応募受付期間）

平成27年9月1日（火）午前8時30分から

平成27年12月28日（月）午後5時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長するときは予めその旨周知する。

4 退職すべき期日

平成29年3月31日（金）

※ 認定後に生じた事情により職員が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、その旨及びその理由を明示し、職員に同意を得た上で、必要な限度で当該退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5 応募の手続き

① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第1号）」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、手渡し等の方法により、次の任命権者の区分に応じ提出する。

- ア 三好市長 総務部秘書人事課長
- イ 三好市議会議長 議会事務局長
- ウ 三好市教育委員会 教育委員会教育次長
- エ 三好市監査委員 監査委員事務局長
- オ 三好市農業委員会 農業委員会事務局長

- ② 市長以外の任命権者は、受け付けた応募申請書を市長（秘書人事課長）に送致する。
- ③ 選定は、市長がそれぞれの任命権者の意向を確認し行う。
- ④ 選定後、認定又は不認定の通知書をそれぞれの任命権者から交付する。
 - ※ 平成28年1月29日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は（注2）のとおり
- ⑤ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（様式第2号）」を手渡し等の方法により、それぞれの任命権者（①の提出先）に提出する。市長以外の任命権者は、受け付けた応募取下げ申請書を市長（秘書人事課長）に送致する。

6 特例措置

退職手当を算定する際に所定の割増措置がある。

（割増率1年につき3%ただし59歳の職員は2%）

例：退職時の給料、行政職給料表5-63（380,000円）の職員が、定年より2年早く辞める場合、 $3\% \times 2年 = 6\%$ で、 $380,000 \times 0.06 = 22,800$ 円の割増となり、

退職金算定給料月額は、 $380,000 + 22,800 = 402,800$ となる。

この額に支給率を乗じた額が退職手当の基本額となる。

なお、給料のうち現給保障部分は退職金の算定に加味されない。ただし、基本額とは別に支給される調整額において基準となる単価が上がっていることで措置されている。

7 本件に関する相談先

総務部秘書人事課 担当 小林、宮内

電話：72-7624

(注1)

次の①から④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法令・条令等により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成29年3月31日までに定年に達する職員
- ④ 平成27年9月1日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年9月1日から平成27年12月28日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2)

応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には、不承認となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する住民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

平成 27 年度早期退職に係る募集実施要項

平成 28 年 3 月 14 日

三好市長 黒川征一

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職者の募集（三好市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例（平成 27 年三好市条例第 6 号）第 2 条第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

三好市に勤務する職員のうち、平成 28 年 3 月 31 日現在において行政職給料表 5 級以上又は医療職給料表（2）4 級以上の適用を受ける職員で、勤続 25 年以上かつ 45 歳から 59 歳までの者（注 1）

2 募集する人数

1 名

3 募集の期間（応募受付期間）

平成 28 年 3 月 15 日（火）午前 8 時 30 分から

平成 28 年 3 月 25 日（金）午後 5 時 15 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期日

平成 28 年 3 月 31 日（木）

※ 認定後に生じた事情により職員が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、その旨及びその理由を明示し、職員に同意を得た上で、必要な限度で当該退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5 応募の手続き

① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第 1 号）」に必要事項を記入の上、募集の期間に、手渡し等の方法により、秘書人事課長宛て提出する。

② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成 28 年 3 月 29 日（火）までに通知をする予定

※ 不認定になる場合は（注 2）のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（様式第2号）」を手渡し等の方法により、秘書人事課長宛て提出する。

7 特例措置

退職手当を算定する際に所定の割増措置がある。

8 本件に関する相談先

総務部秘書人事課 担当 小林、宮内

電話：72-7624

(注1)

次の①から④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法令・条令等により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成28年3月31日までに定年に達する職員
- ④ 平成28年3月15日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成28年3月15日から平成28年3月25日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

(注2)

応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には、不承認となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する住民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合